



太田税務署から確定申告に関するお知らせ

【問い合わせ】太田税務署(☎0294-72-2171)

確定申告は自宅からスマホやパソコンで！

スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、オンラインで提出できます。また、マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるので便利です。確定申告会場に出向かず、自宅から確定申告ができますので、ぜひご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(☎0570-01-5901)



▲確定申告書等作成コーナー



▲マイナポータル連携

確定申告会場は
大変混雑しますので、
スマホやパソコンでの
申告にご協力ください！



▲国税庁LINE公式アカウント

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

期間▼2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間▼午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

場所▼太田税務署(常陸太田市金井町3662)

その他▼△スマートフォン、申告に関する書類、マイナンバーカードおよびパス

ワードをお持ちの上、お越しください。△相談を希望する方は、国税庁LINE公式アカウントからオンライン事前予約をお願いします。△3月1日(日)は特設会場(水戸市泉町2-3-2 中央ビル4階)で申告相談を行います。



トラクターやフォークリフトなどの 「小型特殊自動車」は 軽自動車税の課税対象です



運転席があるトラクターやコンバインなどの「農耕作業用の小型特殊自動車」や、フォークリフトなどの「農耕作業用以外の小型特殊自動車」は、軽自動車税(種別割)の課税対象です。

新しく車両を取得した方やナンバープレートが付いていない車両を所有している方で、村内に定置場がある方は、税務課で申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

【車両の種類と申告が必要な方等】

車両の種類	小型特殊自動車	
	農耕作業用	農耕作業用以外
	農耕トラクター、コンバイン、田植え機など	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど
申告が必要な方	乗用設備(運転席)があり、最高速度が時速35キロメートル未満の車両を所有している方	△長さ4.7メートル以下△幅1.7メートル以下△高さ2.8メートル以下△最高速度が時速15キロメートル以下を満たす車両を所有している方
年額	2,000円/台	5,900円/台
申告に必要なもの	販売・譲渡証明書	

※△使用していないても、所有していれば申告が必要です。△公道を走行しない(工場内や田畠でのみ使用する)車両でも課税されます。△未申告の場合、最大で3年間さかのぼって課税されます。△販売・譲渡証明書をお持ちでない場合は、メーカーの車体の番号が分かる写真をお持ちいただくか、税務課へご相談ください。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)